

# 一般社団法人 看護系学会等社会保険連合（看保連）

## 定款施行細則

### （目的）

第1条 この施行細則は、一般社団法人 看護系学会等社会保険連合（以下、「本法人」という。）定款に基づき、本法人の運営に必要な次の事項を定める。

- (1) 定款 7 条に定める入会基準
- (2) 定款 9 条に定める会費の額
- (3) 定款 17 条に定める役員を選任に関する事項
- (4) 定款 21 条に定める役員解任に関する事項

### （入会基準）

第2条 本法人の会員は、本法人の目的に賛同するものでなければならない。

2 本法人に入会しようとする学会・団体は、理事会で定める入会申込書に以下の項目を明記し、当該学会・団体の定款もしくは会則等を添付のうえ、申し込まなければならない。

- (1) 学会・団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 創立年
- (4) 会員数
- (5) 学術集会等の開催回数
- (6) 学会誌等の発行回数
- (7) 専門とする分野
- (8) 学会・団体事務局所在地と連絡先
- (9) 定款第 8 条に定める本法人の社員（看保連委員）として推薦する者の氏名、所属、連絡先
- (10) 入会申請日
- (11) 学会・団体の理事会等における看護職従事者の在籍の有無

3 本法人に賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会で定める入会申込書により、申し込まなければならない。

### （会費）

第3条 本法人の会員学会・団体の会費は、会員数に応じ、次の通りとする。

- |       |               |           |
|-------|---------------|-----------|
| 1 会員数 | 999 名以下       | 70,000 円  |
|       | 1,000～1,999 名 | 150,000 円 |

2,000～2,999 名	200,000 円
3,000～4,999 名	250,000 円
5,000 名以上	300,000 円

- 2 会費は、当該学会・団体からの申告に基づき、当該年度の 4 月 1 日時点における学会・団体の会員数によって決定する
- 3 本法人の賛助会員の会費は、個人の場合は年額 1 口 50,000 円、団体の場合は年額 1 口 100,000 円とする。
- 4 会費は、社員総会・理事会・委員会等の活動に要する旅費・日当などには充当しないこととする。ただし、定款第 4 条 4 および 5 に該当する事業については、理事会の決裁を経て必要経費を支給することができる。

#### (役員を選任)

第4条 理事および監事となるものは、社員でなければならない。

- 2 理事会は、役員候補者の選出に際し、以下の手続きをとる。
  - (1) 理事会は、役員の任期満了または役員の欠員が生じる場合には、あらかじめ社員から役員候補者を公募する。
  - (2) 役員に立候補するものは、書面により理事会に意思表示を行うものとする。
  - (3) 役員候補者を推薦するものは、推薦理由を書面により理事会に提出するものとする。
- 3 理事会は前条により選出された役員候補者を参考として、役員を選任案を作成する。
- 4 理事会が作成した役員を選任案は、社員総会によって決する。

#### (役員を解任)

第5条 役員は、理事会が別に定める退任届を提出して、任意に役員を退任することができる。

- 2 役員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (定款施行細則の改正)

第6条 本細則の改正は、理事会の決議により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、本細則第 3 条の改定は社員総会の決議により行う。

## 附 則

1. 本細則は、平成 24 年 9 月 25 日より施行する。
2. 本細則は、平成 25 年 12 月 9 日より一部改正する。
3. 本細則は、2019 年 1 月 28 日より一部改正する。